

はじめに

本稿では取調べの可視化と弁護人立会いを比べることで両者の刑事手続きにおける制度的関係を考察する。具体的には、両者のどちらが自白の任意性・信用性の立証により有効かを明らかにすることをテーマにおく。

第1章では、日本で起きた冤罪事件を2件紹介した後、被疑者がどのように虚偽自白を行うのかを心理的側面から考察を加える。第2章では、刑事訴訟にどのような問題があり冤罪が生み出されるのか、法的側面からみた後、日本の各方面の可視化の動きを俯瞰する。第3章では、主に外国の取調べ録音・録画制度の実態から、任意性の立証における問題をみる。第4章では、日本の弁護人立会いの是非について述べた後、アメリカのミランダ判決について触れる。そして第5章で、全体の考察として、取調べの録音・録画と弁護人立会い権を任意性立証の観点から比較・検討する。

## 第1章 冤罪と虚偽自白

### 第1節 無罪事件からみる取調べ

志布志事件と足利事件を取りあげる。志布志事件では、公職選挙法違反で起訴された被告人12人全員に無罪判決が言い渡された。被告人は、取調べにおいて自白をしていたが公判で否認に転じ、被告人全員が無実を主張していた。

足利事件は、任意の取調べで自白した被告人が、わいせつ誘拐、殺人、死体遺棄罪で起訴され1審で無期懲役判決を受けたが、後にDNA型鑑定が不一致であるとの結果が得られ、無罪判決が言い渡された事件である。

### 第2節 冤罪原因としての自白

冤罪原因について日本弁護士連合会の誤判原因調査委員会がまとめている。それによると、犯罪類型全体にみられる誤判原因は、自白の証拠能力と信用性となっている。証拠能力と信用性の件数をみると、自白の証拠能力を明確に否定することで無罪となったケースは少ないが、自白の信用性が否定されることで無罪となることが多い。

### 第3節 虚偽自白に陥る心理

真犯人を自白させる圧力が虚偽自白を生む圧力となる。テーブルをたたき、大声を出す、自白するよう説得するなどの行為が想像以上の圧力となって被疑者にかかるためである。また、死刑よりも取調べの苦痛を避ける傾向にあることや、無実の人は刑罰に対する現実感が甘いものとなっていることも理由としてあげられる。そして、被疑者と取調官の能動的やり取りを通じて、虚偽自白の調書が生まれる。

## 第2章 刑事訴訟法と取調べ可視化

### 第1節 刑事訴訟法と取調べ

被疑者取調べの規定として、刑事訴訟法は198条を置いている。他にも、取調べ受忍義務、黙秘権、弁護人選任権と接見交通、取調べ期間、自白の証拠能力、伝聞証拠とその制限について、条文に照らし説明した。これらのことをふまえて、虚偽自白が発生する法的要因として、調書裁判と取調べ室の密室性、長期間の取調べなどをあげた。

### 第2節 取調べの可視化

可視化の意義として、冤罪・誤判の防止、被疑者の権利防御、公判の効率化がある。このような意義を実現すべく、警察庁と検察庁の可視化試行の取組み、日弁連の取組みを簡単にまとめた。特に、検察庁の全過程の可視化を視野にいたった取組みは注目に値する。

## 第3章 取調べの録音・録画

### 第1節 日本と他国の取調べ可視化の位置

日本、オーストラリア、イギリスとニュージーランドを取りあげた。日本は記録範囲・記録対象事件ともに狭い。オーストラリアは日本より可視化が進んでいるものの、記録範囲が全過程でなく対象事件も重大事件に限られている州がある。イギリスとニュージーランドは、「可視化先進国」と呼ばれており、全ての事件の全取調べを記録している。

### 第2節 日本における可視化

警察庁が2009年4月から全国都道府県警察で行った可視化試行についてとりあげた。可視化試行への批判として、依然として全過程の可視化には強い抵抗があり、一部録画の危険性に対する認識が甘いとした。一部録画による虚偽自白の検証について触れておらず、被疑者が否認から自白に転じた際の過程が全く検証できない。

### 第3節 オーストラリアにおける可視化

連邦制であるオーストラリアは各州ごとに取調べ録音・録画規定を置いている。そこで、ヴィクトリア州、西オーストラリア州・北部準州、ニュー・サウス・ウェールズ州・南オーストラリア州・タスマニア州、連邦・首都特別区・クィーンズランド州に分けて可視化の態様をみた。また、オーストラリアでは黙秘権告知が義務付けられ、弁護人依頼権も告知される。可視化の問題点として、どの州でも取調べ録音・録画の範囲をあげた。州によっては全可視化が必要とは限らず、全過程の録画が要請されていても、録画義務が課せられていない条件があれば、捜査機関が積極的に録画なしの取調べを行おうとする危険がある。

### 第4節 イギリスにおける可視化

イギリスの可視化制度は録音に長い歴史を持っている。録音を義務付ける警察刑事証拠法(PACE)が成立し、後に録画記録の規範であるPACE実務規範Fが制定される。問題

点として、録画の映像が陪審員に偏見をもたらす可能性があるとしている。被疑者が自白をしている場合は、時間がなく忙しいことを理由に、録画記録よりも要約された資料に頼ることが多い。

#### 第5節 ニュージーランドにおける可視化

ニュージーランドでは全ての事件を対象に、全ての取調べを録画している。2008年からは1回録画のDVD3枚に同時に録画してマスター、警察業務用、被疑者用に配っている。問題は、ニュージーランドにおいても取調べ前の自白に証拠能力が認められていること、録画映像の印象の強さへの懸念、そして録音・録画された取調べ記録の情報漏洩の事件も発生している。

### 第4章 弁護人立会い

#### 第1節 弁護人立会いの意義

弁護人立会いの意義のひとつが、黙秘権をより効果的に保障することである。弁護士の監視の目を置くことで捜査機関側の不当な取調べを制限し、被疑者が自由に発言できる環境を保証することができる。

#### 第2節 日本における弁護人立会い権の是非

弁護人立会い権否定説の論拠として、捜査権限が憲法上の価値を持っていることなどがあげられ、弁護人立会い肯定説は、弁護人立会い権を黙秘権保障のための憲法政策上の権利であるとする。

#### 第3節 弁護人立会い権の告知

弁護人立会い権の告知についての規定は存在しない。しかし、被疑者を逮捕・勾留し制約ある立場に置いた捜査機関は立会い権の告知の義務を持っているとする考えがある。

#### 第4節 アメリカの弁護人立会い権

アメリカ合衆国最高裁は、判決の中でミランダ・ルールを示した。その内容は、身体拘束下にある被疑者に対し取調べを行うときには①黙秘権があること、②供述が不利益な証拠として公判で利用される可能性があること、③弁護人立会い権があること、④取調べの前に国選弁護人を選任できることが告知されなければいけないとする。しかし、ミランダの形骸化と呼ばれる状況になり、「自白の任意性」から「権利放棄の任意性」に問題が移行した。実際の取調べでは、被疑者は容易に権利を放棄し、そこから従来通りの取調べが行われ自白している。

### 第5章 考察

自白の任意性立証の有効性について、取調べ録音・録画と弁護人立会いの検討を行う。取調べ録音・録画の持つ任意性立証における最大の強みは、取調べの様子が当事者以外

に明らかとなることである。取調べ録音・録画を実施している外国の警察官は、公判で被告人が不適正な取調べを受けたと主張することが減少していると語っている。その理由として、第三者に取調べが知られることで取調べが改善されたことをあげている。

利点の第2は、事後検証可能性があることである。取調べ後も被疑者と取調官のやり取りが長期間にわたって残され、その間は取調べの様子を確認することができる。日本において、再審無罪の確定にかなりの年月を要していることから、長期間任意性立証の証拠として残る点は評価することができる。

これらの利点に反論が考えられる。第1に、録音・録画記録の改ざん及び編集を行われる危険があるという反論が考えられる。しかし、イギリスのようにマスターテープを被疑者の前で封印し、その封印を破る権利を警察に与えていないようにすれば、警察は録音・録音記録を改ざんすることができないであろう。第2にあげられるのは、録画のもつ映像のインパクトである。しかし、ラッシャーは研究では撮影方式を工夫することにより、任意性の判断の誤りを最小限に抑えることができることを明らかにした。最後に、取調べの録音を実施した場合、被疑者の表情等から任意性を推察する事が出来なくなるという反論がある。しかし、録音記録でも、被疑者の声の様子や周囲の音によって、適切な取調べが行われたか判断することは可能である。

次に弁護人立会いについて検討する。録音・録画制度と比較するため弁護人が取調べを録音・録画していないと仮定する。その場合、弁護人立会いによって任意性立証が容易になることはないといえる。弁護人が立ち会っても、それが記録として残されない限り、公判段階で任意性が争われた際の立証が難しい。取調べ時間が短くなれば、立証の効果が向上することになるが、立会いの制度が利用されない可能性があるという問題が残されている。

以上、任意性立証の有効性について、取調べ録音・録画が優れているということが出来る。ただし、これは弁護人立会い権の効果を否定するものではない。冤罪の防止、任意性の立証のためには、あらゆる制度を利用するのが確実である。

録音・録画制度と弁護人立会いの任意性立証における関係を考察する。録音・録画されない、取調べが始まる以前の警察官と被疑者のやり取りからの虚偽自白を防ぐため、取調べ前に弁護人立会いによる助言を受ける必要がある。また、公判での任意性立証を容易にするために、取調べ録音・録画が有効である。このように、両者は被疑者保護の手段として補完の関係にあり、その役割は補助的なものである。

おわりに

本稿は、両制度の性質から考察したものであって、公判における証拠としての価値については論述を行っていない。日本の裁判が調書裁判と呼ばれていることから、公判での録音・録画記録の価値はそれほど高く扱われないと思われる。つまり、拷問や脅迫の有無の判断材料とはなるが、誘導や被疑者の心理といった判断の難しい問題に積極的に利用されない可能性がある。この点は課題として残されている。